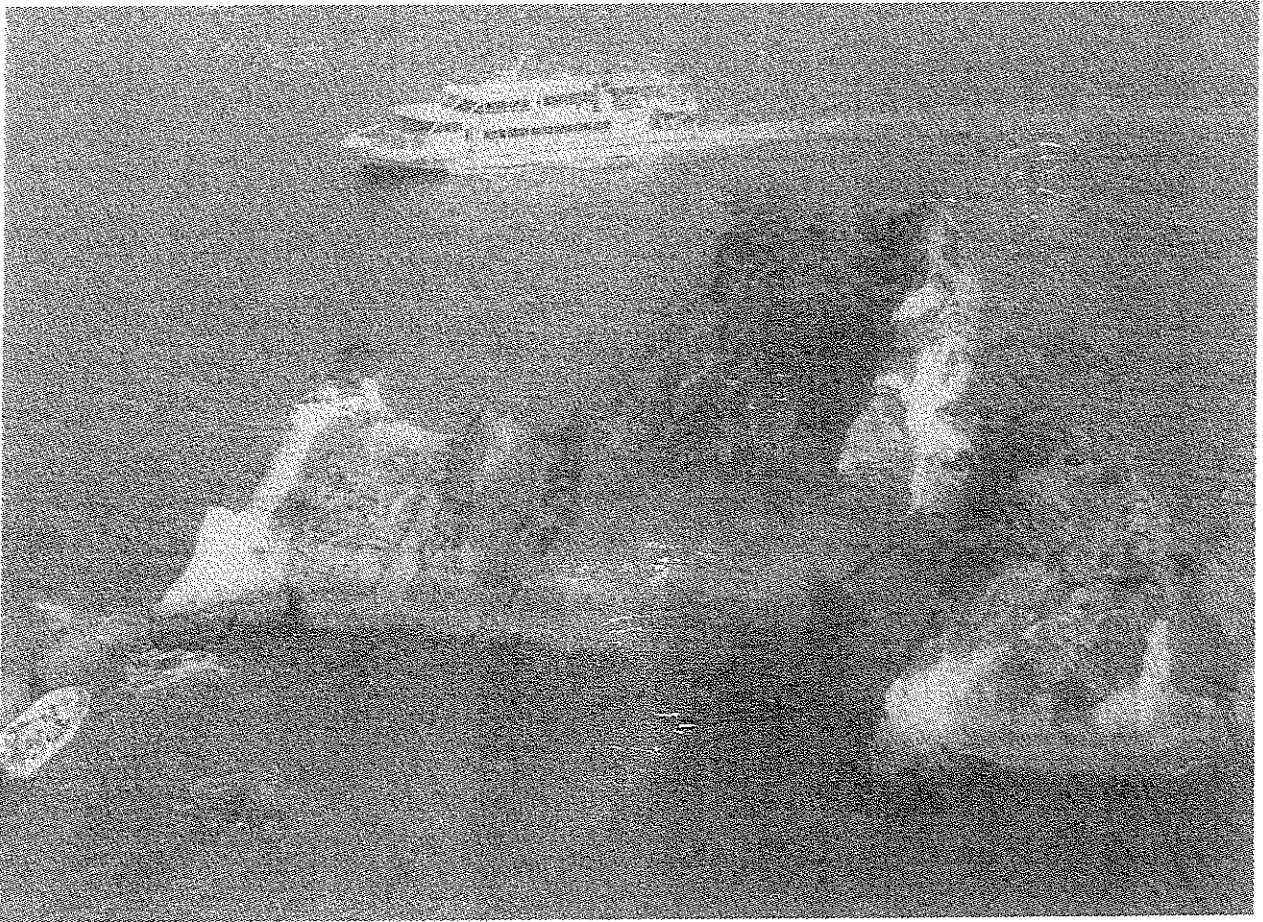


東松島市環境基本計画

「心輝き 自然輝く 東松島」

将来の世代に引き継ぐ

『市民一人ひとりが創る美しい自然環境と循環型の地域社会』



奥松島「嵯峨川」

平成19年3月

— 東 松 島 市 —

あいさつ

東松島市は、特別名勝に指定されている「奥松島」をはじめ、雄大な太平洋、沿岸部に広がる松林、里山や田園、一級河川「鳴瀬川」「吉田川」など多くの自然資源に恵まれております。

先人から受け継いだこのかけがえのない貴重な財産を、次世代に良好な状態で引き継いでいくことが私たちの責務と考えます。

しかしながら、近年の社会・経済活動の拡大やライフスタイルの多様化に伴い、環境負荷の発生源も複雑で多岐にわたり、従来の発想や枠組みだけでは容易に対応できない状況にあります。

このようなことから、本市の環境の保全に関する指針となる「東松島市環境基本計画」を策定いたしました。

本計画は、本市の環境の将来像を「市民一人ひとりが創る美しい自然環境と循環型の地域社会」とし、市民が安心してより快適に暮らすことができる環境の実現に向けて取り組むものです。なお、計画の推進にあたりましては、市民、事業者、行政などすべての構成員が共通認識のもとに取り組むことが不可欠となります。

それぞれが地域環境に配慮し、身近なところから取り組むことが大切であり、そのことが10年後、20年後の本市の環境保全に、ひいては地球環境にも少なからず貢献できるものと思われまますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にご尽力を賜りました、東松島市環境審議会委員の皆様、アドバイザーとしてご協力をいただいた関係機関の皆様をはじめ、多くの方々に対しまして厚く御礼を申し上げます。

平成19年3月

東松島市長 阿部 秀保

目次

第1章 計画の基本的なことから

1. 計画策定の背景	3
2. 計画の理念	4
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	5
5. 計画の対象地区	5
6. 計画の主体	6
7. 計画で扱う環境の範囲	6

第2章 東松島市の状況

1. 位置と地勢	9
2. 気候	9
3. 人口の予測	10
4. 年齢階層別人口比率	11
5. 産業人口	12
6. 土地利用	13

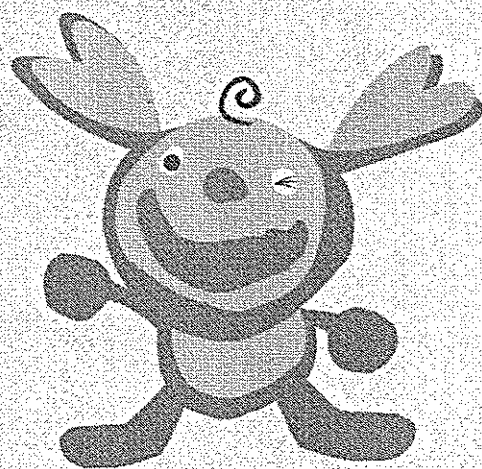
第3章 計画の目標と施策の進め方

1. 環境の将来像	17
2. 基本構想	17
3. 計画の目標と施策の方向性	17
4. 施策の展開	18
4-1 自然を守り、動植物を愛しみ、育てます。	
(1) 自然環境を保全します。	18
(2) 森林、農地、海域、河川を保全します。	19
(3) 動植物の保護に努めます。	21
4-2 暮らしやすい安全な生活環境を守ります。	
(1) 恵み豊かな水環境を守ります。	25
(2) 騒音の少ないまちづくりに努めます。	31
(3) きれいで安全な大気を守ります。	34
(4) 公害の少ない安全な生活環境を守ります。	36

第1章

計画の基本的なことから

1. 計画策定の背景
2. 計画の理念
3. 計画の位置づけ
4. 計画の期間
5. 計画の対象地区
6. 計画の主体
7. 計画で扱う環境の範囲



第1章 計画の基本的なことから

1. 計画策定の背景

東松島市は平成17年4月に旧矢本町と旧鳴瀬町が合併して誕生した新しい都市です。

市の西部を流れる一級河川「鳴瀬川」「吉田川」は広大な太平洋に注ぎ「余景の松原」に代表される美しい松林、里山の自然など全国的にも有数の自然環境を抱えています。特に特別名称に指定されている奥松島などの自然景観は将来の子供たちに守り伝え、保全していくことが必要な財産です。

市では水質に関する監視や公害の防止、廃棄物対策などを行っています。これらの問題は市民一人ひとりが自然に生かされ、守られて生活していることを意識するとともに、環境衛生について問題意識を持つことが大切です。

国際社会においては、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、有害廃棄物の越境移動などの環境問題が人類共通の課題として取り上げられています。平成4年にブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議（地球サミット）」から10年目となる平成14年に南アフリカのヨハネスブルグにおいて、「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」が開催され、「ヨハネスブルグ・サミット実施計画」などが採択されています。

国内においては、平成5年に環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本法が制定され、環境保全についての基本理念や国、地方公共団体、事業者及び国民の責務とともに環境保全に関する施策の基本となる事項が定められました。これに基づき平成6年に「循環」、「共生」、「参加」、「国際的取組」を長期的目標に掲げた環境基本計画が閣議決定され、平成17年には、第三次環境基本計画が示されています。

宮城県においては、平成7年に環境基本条例が制定され、条例の理念を実現するため平成9年に環境基本計画を策定し、平成17年度には、10年後の将来像と県の施策の方向性を定めるため新たな計画を策定しています。

本市においては、水質や騒音問題のほか資源の循環的な利用による廃棄物の減量や地球環境の保全と創造を通じて、恵まれた環境を次の世代に引き継いでいく等を理念に、平成18年3月に「東松島市環境基本条例」を策定しました。

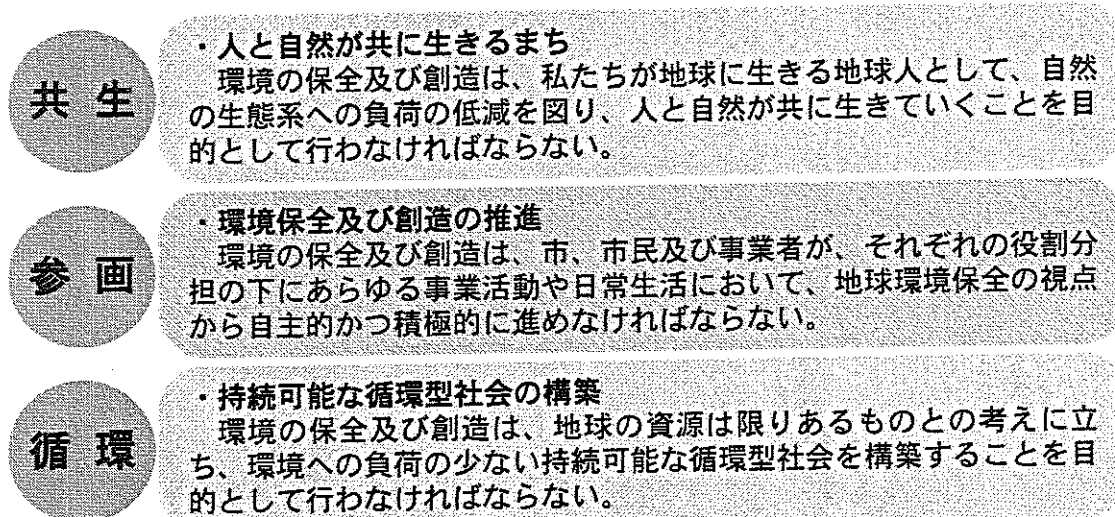
東松島市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、この条例第8条に基づき総合的な推進施策等を策定するものです。

2. 計画の理念

本計画は、環境の保全と創造に関する長期的な目標及び施策のあるべき方向性を明確にし、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

そこで本計画では、東松島市環境基本条例の基本理念に基づき、本市が目指す望ましい環境像のあり方や環境の保全及び創造の施策の基本方向を定め、市、市民及び事業者が協力して取り組むことを目的とします。

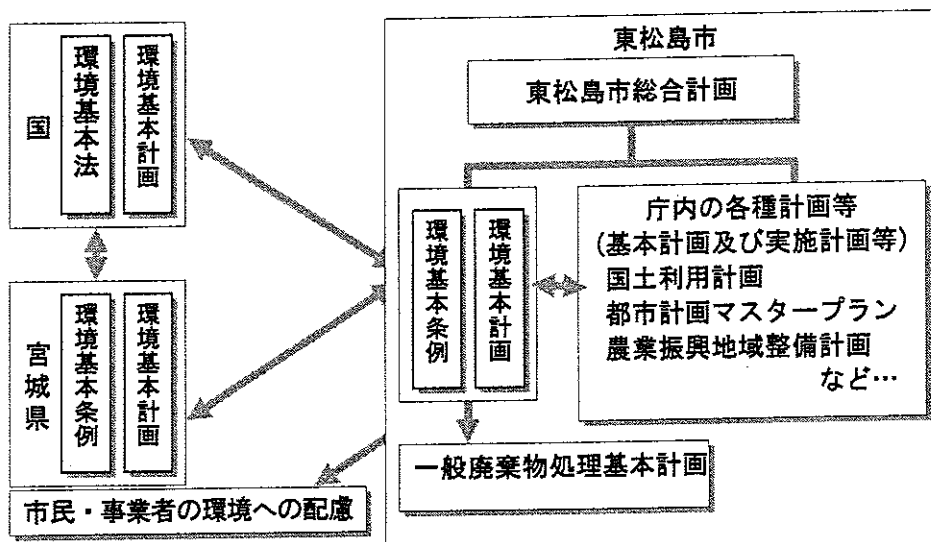
東松島市環境基本条例（第3条）に掲げる3つの基本理念



3. 計画の位置づけ

本計画は、「東松島市総合計画」を上位計画とし、国や県の環境基本計画並びに関係法令等の趣旨を踏まえながら、これからの東松島市における環境行政の方向性を示すマスタープランであります。したがって、総合計画で指すまちづくりの将来像「心輝き 自然輝く 東松島」をさらに具体化し、推進していくための計画として位置付けられます。

また、現在の環境問題は総合的な施策展開が求められることから、庁内の各種計画を「環境」の観点から調整する計画としても位置付けられます。



4. 計画の期間

本計画期間は、平成 19 年度（西暦 2007 年）を初年度とし、平成 28 年度（西暦 2016 年）までの 10 ヲ年とします。

ただし、社会情勢の変化や科学技術の進歩や知見等の集積により、環境問題の取組方策に改善の余地が生じた場合は、必要に応じ見直しを行います。

5. 計画の対象地区

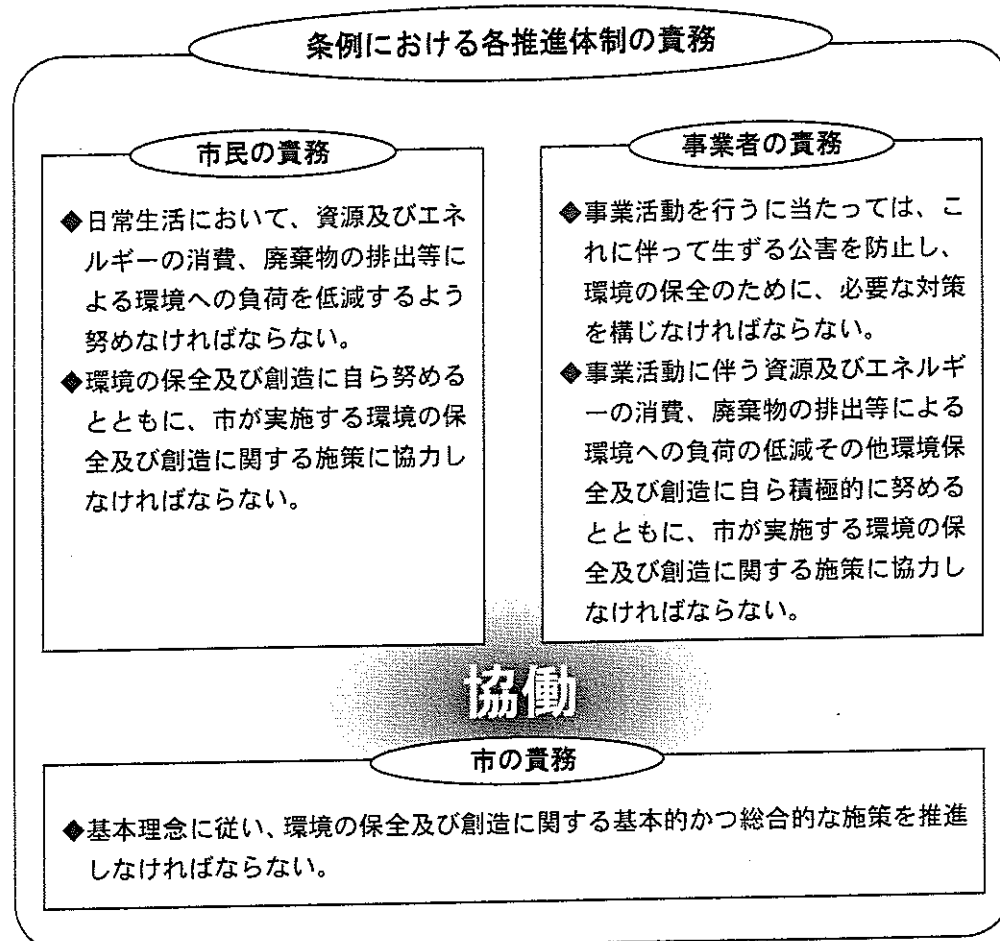
本計画の対象とする地域は、東松島市全域とその沿岸海域（河川等の流域を含む）とします。ただし、広域的な対応が必要となる取り組みについては、国、県、関係市町村との連携も視野に入れ計画の推進をはかります。



「この地図は、国土地理院発行の数値地図 25000（行政界・海岸線）を使用したものです。」

6. 計画の主体

計画を推進していくために、市、市民、事業者がそれぞれの責務を果たすとともに協力して、取り組みを進める必要があります。



協働：協力して働くこと。市民と行政、事業者などが相互理解のもと、ともに働いてまちづくりを行う意味で用いている。

7. 計画で扱う環境の範囲

本計画は、環境基本条例で定める施策の基本方針に基づき、生存・生活環境、自然環境、快適な都市環境及び地球環境とします。また、下表のように公害や自然環境にあわせて、さまざまな循環システム、暮らしに身近な環境も含めます。

環境区分	具体的な対象
生存・生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下等の公害 廃棄物、リサイクル、有害化学物質など
自然環境	自然景観、海、山、川、動植物、水循環など
快適な都市環境	水辺、公園、緑地、都市景観、歴史景観 土地利用適正化、環境美化活動など
地球環境	温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、エネルギーなど